

～賃貸型応急住宅の供与について～ (令和6年能登半島地震による被災者の皆様へ)

令和6年能登半島地震により被災された方を対象に、民間賃貸住宅を借上げ、応急住宅（みなし仮設）として提供する賃貸型応急住宅制度を開始しました。

<受付対象者>

災害時において、新潟市に居住する方

<要件>

以下のいずれかに該当し、自らの資力では住宅を確保することができない方（原則、被災した時点で住宅を賃借していた方は対象外）

- ・ 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方
- ・ 半壊（中規模半壊、大規模半壊を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
- ・ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。）

※ その他、賃貸型応急住宅への入居対象に該当するかについては、担当窓口へお問い合わせください。

<賃貸型応急住宅の条件>

次の①～④のいずれかにも該当する住宅となります。

① 家賃が1か月当たり次の額以下であるもの（次の額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することも不可）

- ・ 1～2名の世帯の場合：6万5千円（新潟市以外の県内：6万円）
- ・ 3～4名の世帯の場合：8万5千円（新潟市以外の県内：8万円）
- ・ 5名以上の世帯の場合：13万円（新潟市以外の県内：10万円）

※ その他費用については、県（市）が指定する条件を満たす物件であること

- ② 貸主から同意を得ているもの
- ③ 不動産事業者（仲介業者）が斡旋した住宅であること
- ④ 耐震性が確保されている住宅であること

<県(市町)が負担する経費>

①家賃、②共益費（管理費）、③退去時修繕負担金（家賃2か月分以内）、④礼金（家賃1か月分以内）、⑤仲介手数料（家賃0.55か月分以内）、⑥鍵交換費用（入居時負担金）、⑦更新手数料（家賃の0.55か月分以内）、⑧損害（火災）保険料（私財は適用外で県で一括加入）

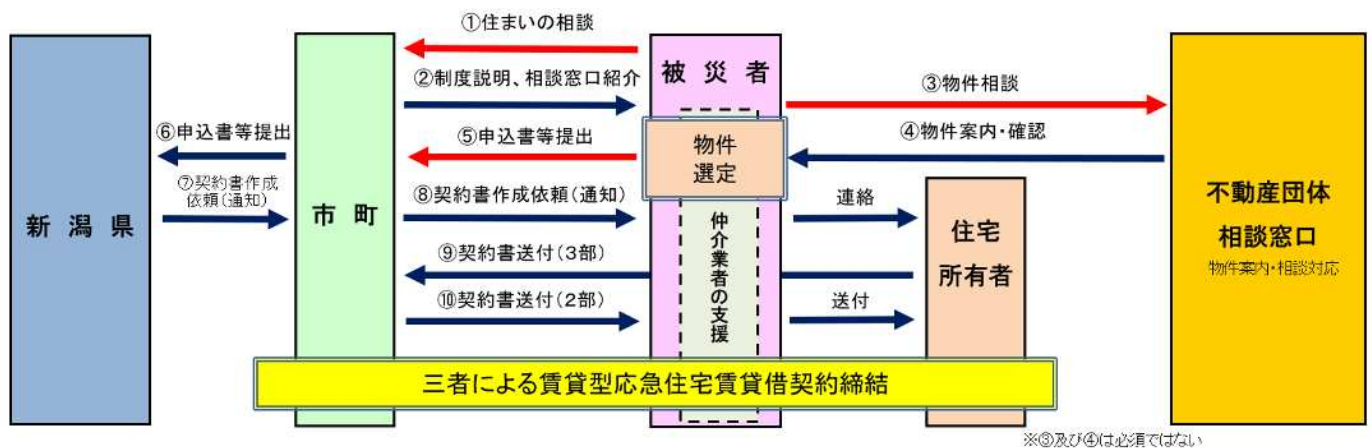
※ 上記以外の光熱水費、駐車場料金、ペット飼育費、町内会費等は入居者負担となります。

<入居期間>

入居日から最長2年間

※ 応急修理制度を併用する場合は、原則として応急修理の受付から6か月以内とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去しなければなりません。

賃貸型応急住宅の提供に関する手続きの流れ



<注意事項>

- ① 受付の際には住所や家族構成などに関する事項をお聞きすることもありますのでご了承ください。
- ② 受付後、事実と相違することが判明した場合や、必要な証明書等が未提出の場合は契約ができないことがあります。入居後、判明した場合は契約を解除し、家賃等は返還していただきます。
- ③ 当制度により入居した住宅から一旦退去されますと、原則、その後は災害救助法の対象となりません。
- ④ 当制度により入居する住宅は、災害により住宅が被災し、居住することが困難になった方に住宅再建までの間、一時的に住宅を提供するものです。通常の賃貸借契約と異なり定期賃貸借契約ですので、期間が満了すると退去しなければなりません。
- ⑤ 入居者の故意・過失等により、補修費用が家賃の2か月分以上となった場合は、超過分を入居者に支払っていただくこととなります。

<お問い合わせ先>

申請窓口の開設状況や申請方法等、詳細については、下記担当窓口にお問い合わせください。
 新潟市建築部住環境政策課 住環境整備室 025-226-2813